

福岡市立■■■■小学校長 殿

調 査 報 告 書

福岡市立■■■■小学校いじめ防止対策委員会

令和5年8月30日

—目次—

| | | |
|-----|---------------------------------------|---|
| 第1 | はじめに..... | 1 |
| 1 | 事案の概要..... | 1 |
| 2 | 本委員会の委員構成..... | 1 |
| 3 | 本委員会の目的..... | 1 |
| 4 | 本委員会設置までの経緯..... | 1 |
| 第2 | 本委員会の活動経過..... | 2 |
| 1 | 委員会審議経過..... | 2 |
| 2 | 調査の目的..... | 3 |
| 3 | 調査方法..... | 3 |
| 第3 | 本事案に関する調査結果..... | 3 |
| 1 | 本事案の事実経過..... | 3 |
| (1) | 令和4年5月17日（教科書がトイレから見つかる前日）.... | 4 |
| (2) | 令和4年5月18日（教科書がトイレから見つかった日）.... | 4 |
| ア | 算数の教科書の発見とその対応..... | 4 |
| イ | 給食のピビンバに青い鉛筆の芯が入っていたこと..... | 5 |
| ウ | 国語の教科書の発見..... | 5 |
| エ | 被害児童の椅子の上に画鋏があったこと..... | 5 |
| オ | 学校による対応..... | 6 |
| (3) | 令和4年5月19日（脅迫紙片が見つかった日）..... | 6 |
| ア | 脅迫紙片の発見..... | 6 |
| イ | 給食のカツオフライの食器から黒い鉛筆の芯が発見されたこと | 6 |
| 2 | いじめの定義..... | 7 |
| 3 | 算数の教科書がなくなり男子トイレで発見されたことについて.. | 7 |
| (1) | 認定した事実..... | 7 |
| (2) | 認定の理由..... | 7 |
| (3) | いじめ該当性..... | 8 |
| 4 | 国語の教科書がなくなり男子トイレで発見されたことについて.. | 8 |
| (1) | 認定した事実..... | 8 |

| | |
|------------------------------------|----|
| (2) 認定の理由..... | 8 |
| (3) 「いじめ」該当性..... | 9 |
| 5 給食のビビンバに鉛筆の芯が混入したことについて..... | 9 |
| (1) 認定した事実..... | 9 |
| (2) 認定の理由..... | 9 |
| (3) 「いじめ」該当性..... | 10 |
| 6 給食のカツオフライに鉛筆の芯が混入したことについて..... | 10 |
| (1) 認定した事実..... | 10 |
| (2) 認定の理由..... | 10 |
| (3) 「いじめ」該当性..... | 10 |
| 7 椅子の上に画鋏があったことについて..... | 11 |
| (1) 認定した事実..... | 11 |
| (2) 認定した理由..... | 11 |
| (3) 「いじめ」該当性..... | 11 |
| 8 上靴の中に脅迫紙片があったことについて..... | 11 |
| (1) 認定した事実..... | 11 |
| (2) 認定の理由..... | 12 |
| (3) 「いじめ」該当性..... | 12 |
| 9 本事案のいじめの評価について..... | 12 |
| 第4 本件いじめ行為に対する当該校の対応及びその評価..... | 13 |
| 1 本件いじめ行為を受けての当該校の対応..... | 13 |
| (1) 被害児童及び関係児童からの聴取..... | 13 |
| ア 算数の教科書が男子トイレから発見された後の聴取..... | 13 |
| イ 国語の教科書が男子トイレから発見された後の聴取..... | 13 |
| ウ 脅迫紙片発見後の聴取..... | 13 |
| エ カツオフライの食器から黒い鉛筆の芯が発見された後の聴取..... | 14 |
| (2) クラスの見守り..... | 14 |
| (3) ノートチェックの実施..... | 14 |
| (4) アンケート等の実施..... | 15 |
| (5) 臨時懇談会の実施（被害児童の保護者の要望に応じて）..... | 16 |

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 2 | 令和4年度のいじめ防止基本方針の内容 | 16 |
| | (1) いじめ防止等に対する基本姿勢のポイント | 16 |
| | (2) いじめに対する措置（抜粋） | 16 |
| | (3) 重大事態への対処 | 17 |
| 3 | 当該校による対応の問題点 | 17 |
| | (1) 初期対応が遅れたこと | 17 |
| | (2) 被害児童の保護者への報告が遅すぎたこと | 18 |
| | (3) 脅迫紙片が見つかってすぐに席替えをしなかったこと | 19 |
| | (4) 学校による初動調査が不十分であったこと | 19 |
| | (5) 証拠の取扱いが不適切であったこと | 20 |
| | (6) 被害児童に対する対応やケアが不十分であること | 21 |
| 第5 | 本調査を終えての提言（再発防止策を含む） | 22 |
| 1 | いじめの早期発見・早期対応の再確認 | 22 |
| | (1) 提言の内容 | 22 |
| | (2) 提言の理由 | 22 |
| 2 | 学校における体制の整備（組織的対応の徹底を含む） | 23 |
| | (1) マニュアルの策定 | 23 |
| | ア 提言の内容 | 23 |
| | イ 提言の理由 | 23 |
| | (2) 報告、連絡及び相談の体制作り | 24 |
| | ア 提言の内容 | 24 |
| | イ 提言の理由 | 24 |
| 3 | 保護者への報告のマニュアル策定 | 25 |
| | (1) 提言の内容 | 25 |
| | (2) 提言の理由 | 25 |
| 4 | 証拠の扱い | 26 |
| | (1) 提言の内容 | 26 |
| | (2) 提言の理由 | 26 |
| 5 | いじめ事案における調査方法についての研修の充実化 | 27 |
| | (1) 提言の内容 | 27 |

| | |
|-----------------|----|
| (2) 提言の理由..... | 27 |
| 6 被害児童へのケア..... | 28 |
| (1) 提言の内容..... | 28 |
| (2) 提言の理由..... | 28 |
| 第6 おわりに..... | 29 |

第1 はじめに

1 事案の概要

本事案は、令和4年5月中旬、福岡市立■■■■小学校（以下「当該校」という。）において、当時、4年生の女子児童（以下「被害児童」という。）に対し、複数件のいじめ行為があったとされるものである。

同いじめ行為により被害児童の心身に重大な被害（いじめ防止対策推進法28条1項1号）が生じたと疑われること、被害児童の保護者より上記いじめ行為に関する事実の調査や加害児童及び保護者への指導等について要望が出されたことを踏まえ、福岡市立■■■■小学校いじめ防止対策委員会（以下「本委員会」という。）が設置され、本調査が行われることとなった。

2 本委員会の委員構成

本委員会の構成員は以下のとおりである。

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|-------|-------|------|
| 弁護士 | 井上 滋子 | 委員長 |
| 弁護士 | 恵崎 優成 | 副委員長 |
| 臨床心理士 | 嘉嶋 領子 | |
| 社会福祉士 | 嶽 薫 | |

3 本委員会の目的

本調査の目的は、いじめ行為について事実調査を行い、その結果を踏まえ、学校及び学校設置者が事実に向き合うことで、再発防止を図ることにある。

民事・刑事上の責任追及その他訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

4 本委員会設置までの経緯

本事案は、令和4年5月17日頃、被害児童の算数の教科書が男子トイレで見つかったことを契機として発覚した事案である。その後も、給食から鉛筆の芯が見つかったり、上靴の中から「きょうこそころす」と記載された紙片が見つかるなど、いじめと疑われる事実が複数発覚した。

当該校は、上記各事実について、被害児童から話を聞いたり、アンケートを実施するなどの調査を行ったものの、上記行為を行った者は明らかにならなかった。

そのような中、被害児童の代理人弁護士より、当該校に対し、調査組織を設置しての本事案の全容解明、加害者への指導、被害児童へのケア等を求める内容証明郵便が送付された。

本事案の重大性や被害児童（ないし被害児童保護者）からの要望を受け、本委員会が設置されることとなった。

第2 本委員会の活動経過

1 委員会審議経過

| 回数 | 年月日 | 場所 | 参加委員 | 備考 |
|----|--------------|-------|------|------------------------------|
| 1 | 2022. 8. 29 | 当該校 | 4名 | |
| 2 | 2022. 9. 21 | 当該校 | 4名 | |
| 3 | 2022. 10. 3 | Web会議 | 4名 | |
| 4 | 2022. 10. 12 | 当該校 | 4名 | 学級担任・F支援員からの聴取・検討 |
| 5 | 2022. 11. 7 | 当該校 | 4名 | 校長、E教頭（2名のうち1名）、学年主任からの聴取・検討 |
| 6 | 2022. 11. 28 | 当該校 | 4名 | D教頭（もう1名）からの聴取・検討 |
| 7 | 2022. 12. 12 | Web会議 | 4名 | |
| 8 | 2023. 2. 4 | Web会議 | 4名 | |
| 10 | 2023. 2. 24 | Web会議 | 4名 | |
| 11 | 2023. 3. 13 | Web会議 | 4名 | |

| | | | | |
|-----|-------------|-----------|-----|--|
| 1 2 | 2023. 3. 23 | W e b 会 議 | 4 名 | |
| 1 3 | 2023. 4. 26 | W e b 会 議 | 4 名 | |
| 1 4 | 2023. 5. 22 | W e b 会 議 | 4 名 | |
| 1 5 | 2023. 6. 12 | W e b 会 議 | 4 名 | |
| 1 6 | 2023. 6. 21 | W e b 会 議 | 4 名 | |

2 調査の目的

以下の①～④について、どのような事実があったのか（行為者の特定を含む。）、また、同事実に対する学校の対応は適切であったかどうかについて調査を行った。

- ① 教科書がなくなり男子トイレで発見されたことについて
- ② 給食に鉛筆の芯が混入したことについて
- ③ 椅子の上に画鋏があったことについて
- ④ 上靴の中に「きょうこそころす」と記載されたノートの切れ端（以下「脅迫紙片」という。）があったことについて

3 調査方法

- ① ■■■ 小学校が行った調査及び確認の精査
- ② 教職員への聴き取り
- ③ 被害児童の保護者への聴き取り

なお、調査方法について以下補足する。

まず、被害児童への聴取を検討したが、転校先の学校生活に特段問題なくなじんでいること、被害児童の状況については保護者や学校の報告を通じて確認できたこと等の事情から、積極的に聴取を実施しなかった。なお、転校は本事案に起因するものではない。

また、本件への関与が疑われた児童1名への聴取も試みたが、同児童の保護者の同意が得られず、実現に至らなかった。

第3 本事案に関する調査結果

1 本事案の事実経過

学校の報告書及び本調査によれば、本事案の事実経過は以下のとおりである。

(1) 令和4年5月17日（教科書がトイレから見つかる前日）

被害児童は、令和4年5月17日午前11時35分頃、被害児童の担任教諭（以下「担任」という。）に対し、算数の教科書が見当たらないことを報告した。

担任は、授業が始まる時間だったこともあり「私が教科書を探すから隣の人と一緒に見てね」と伝え、授業を開始した。

担任が、授業終了後から放課後まで、主に教室内を探したが、被害児童の算数の教科書は発見されなかった。

担任によれば、児童が教科書を忘れることは日常的に起こることであり、当時も忘れ物の可能性があったことから、この時点で保護者に連絡する等の対応は行わなかったとのことである。

(2) 令和4年5月18日（教科書がトイレから見つかった日）

ア 算数の教科書の発見とその対応

(7) 午前10時45分頃、隣のクラスの男子児童が、校舎南棟3階東男子トイレの一番手前の大便器のタンクの後ろに置いてある被害児童の算数の教科書を発見し、自分の担任教諭に報告した。隣のクラスの担任教諭は、担任に対し、被害児童の算数の教科書を手渡し、発見場所について知らせた。

(イ) 担任は、被害児童を廊下に呼び出し、算数の教科書が上記男子トイレで発見されたことを伝え、被害児童に心当たりがないかを尋ねた。

被害児童は、「心当たりはない。誰がしたのかも分からない」と回答した。担任によれば、被害児童は、驚いた表情をしており、全く分からない様子だったとのことである。

また、このとき、被害児童は、担任に対し、令和4年5月17日から国語の教科書も見当たらないことを報告した。

(ウ) 担任は、被害児童の隣の席の児童（以下「A児」という。）を廊下に呼び、心当たりがないかを尋ねた。A児は、「知らない」と回答した。

なお、担任が、A児に事情を聞いた理由は、被害児童の隣の

席であり、何か事情を知っているのではないかと考えたから、とのことである。担任によれば、被害児童とA児は仲が良く、机の上のものをお互いに取り合っただけの様子を見たことがあるとのことであった。

- (I) また、担任は、被害児童と同じクラスの児童全員に対し、被害児童の算数の教科書が上記男子トイレから発見されたことを伝え、心当たりがないかを尋ねた。担任は、児童らに対し、「少しでも知っていることがあったら教えて」と伝えたが、児童らからの報告はなかった。

イ 給食のビビンバに青い鉛筆の芯が入っていたこと

被害児童は、午後0時30分頃、給食のビビンバの中に青い鉛筆の芯が入っていることに気づいた。

担任は、給食の配膳作業を行っており、給食の中に青い鉛筆の芯が入っていた様子を確認できていない。また、被害児童から担任への報告もなかった。

ウ 国語の教科書の発見

担任は、午後1時5分頃、学年主任に対し、被害児童の教科書について、算数の教科書だけではなく国語の教科書もなくなっていることを報告した。なお、学年主任が本件について知覚したのはこの時が最初とのことである

学年主任と担任は一緒に教科書を探すこととなり、校舎南棟3階東男子トイレを捜索した。すると、担任が、手前から二番目の大便器のタンクの後ろに、半分に折り曲げられた被害児童の国語の教科書を発見した。

担任は、教科書発見後、被害児童に対し、教科書を返却しながら、心当たりを尋ねたが、「分からない」とのことであった。

エ 被害児童の椅子の上に画鋲があったこと

A児が、午後1時50分頃、被害児童の椅子上に、針が上に向けた状態で画鋲が1つ置かれていることに気づき、被害児童にその旨を教えた。

上記画鋏は、被害児童が椅子に座る前に発見されている。

オ 学校による対応

担任は、被害児童の算数及び国語の教科書がなくなったことをふまえ、教務主任、他学年担当の教員及び同学年担当の教員に、事案の対応について相談した。なお、D教頭までは報告がなされたが、校長までは報告がなされなかった。

教務主任らとの打合せにより、①被害児童の様子をよく観察しておくこと、②観察の目を増やすために、人員の手配がつく午前中は、支援員一名（以下「F支援員」という。）に被害児童のクラスへ入ってもらうこと、③男子トイレ付近を注意してしておくこと、等について確認をした。この時点でも、被害児童の保護者への連絡は行われていない。

(3) 令和4年5月19日（脅迫紙片が見つかった日）

ア 脅迫紙片の発見

被害児童が、午前8時20分頃、学校へ登校した際、自身の上靴の中に「きょうこそころす」と記載されたノートの切れ端（5cm×4cm大）を発見した。

F支援員は、被害児童が上記脅迫紙片を持って泣いている姿を目撃したため、声をかけた。その後、直ぐに担任に報告した。なお、F支援員も脅迫紙片を確認している。

担任が、被害児童に、心当たりがないか尋ねたが、「分からない」との回答であった。

学年主任が、被害児童に対し、「文字に心当たりがあるか」と尋ねたところ、被害児童は、「見覚えがある。隣の席のA児の文字に似ている」と答えた。

その後の学校の対応は、後述する（第4）。

イ 給食のカツオフライの食器から黒い鉛筆の芯が発見されたこと

A児は、午後0時35分頃、被害児童に対し、被害児童のカツオフライの食器の中に黒い鉛筆の芯（9mm）が入っていることを教えた。

上記について被害児童から担任に報告はなされなかったが、担任は、被害児童の食事の手が止まっていることに気づき、声をかけた。

被害児童は、「カツオフライの食器の中に、黒い鉛筆の芯がまた入っていました」と述べた。

担任は食器の中を確認したが、そのときすでに黒い鉛筆の芯は机の上に置いてある状態であった。担任は、この鉛筆の芯を預かった。

2 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）2条1項）

以下、上記定義に照らし、本事案にて発生した各事象について、法にいう「いじめ」に該当するか検討する。

3 算数の教科書がなくなり男子トイレで発見されたことについて

(1) 認定した事実

男子児童が、令和4年5月17日頃、被害児童の算数の教科書を、校舎南棟3階東男子トイレの一番手前の大便器のタンクの裏に隠したこと

(2) 認定の理由

①被害児童が上記日時に算数の教科書が見当たらない旨を担任に報告していること、②現に、上記男子トイレから算数の教科書が発見されていること、③発見された男子トイレの構造上、女子児童が入るとは考えにくいことからすれば、上記事実があったものと認定できる。

なお、加害者については、当時コロナ禍であり他クラスへの立入りが制限されていたこと、上記③のとおりトイレの構造上女子児童の立入りが考えにくいことからすると、同じクラスの男子児童によ

るものと思われるものの、本件への関与が疑われる児童は関与を否定しており、目撃者等はおらず、その他加害者を特定する根拠も乏しいことから、本調査では特定には至らなかった。

(3) いじめ該当性

教科書を隠すという行為により、被害児童は心身の苦痛を感じている。教科書が隠されると、学習の妨げとなり授業等の際に困るほか、本人にて見つけることができない場所に隠されることで、探すための時間的な負担や心理的な苦痛を感じるものと想像される。そして、教科書が隠された場所がトイレであれば、その苦痛の程度はなおさらであり、決してその苦痛の程度は軽いものとは評価できない。

したがって、前記(1)記載の行為により、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」といえ、法における「いじめ」に該当する。

4 国語の教科書がなくなり男子トイレで発見されたことについて

(1) 認定した事実

男子児童が、令和4年5月17日頃、被害児童の国語の教科書を、校舎南棟3階東男子トイレの手前から二番目の大便器のタンクの裏に隠したこと

(2) 認定の理由

①被害児童が上記日時に国語の教科書が見当たらない旨を担任に報告していること、②現に、上記男子トイレから国語の教科書が発見されていること、③発見された男子トイレの構造上、女子児童が入るとは考えにくいことからすれば、上記事実があったものと認定できる。

なお、加害者については、当時コロナ禍であり他クラスへの立入りが制限されていたこと、上記③のとおりトイレの構造上女子児童の立入りが考えにくいことからすると、同じクラスの男子児童によるものと思われるものの、本件への関与が疑われる児童は関与を否定しており、目撃者等はおらず、その他加害者を特定する根拠も乏

しいことから、本調査では特定には至らなかった。

(3) 「いじめ」該当性

教科書を隠すという行為により、被害児童は心身の苦痛を感じている。教科書が隠されると、学習の妨げとなり授業等の際に困るほか、本人にて見つけることができない場所に隠されることで、探すための時間的な負担や心理的な苦痛を感じるものと想像される。そして、教科書が隠された場所がトイレであれば、その苦痛の程度はなおさらであり、決してその苦痛の程度は軽いものとは評価できない。

したがって、前記(1)記載の行為により、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」といえ、法における「いじめ」に該当する。

5 給食のビビンバに鉛筆の芯が混入したことについて

(1) 認定した事実

被害児童と同じクラスの児童が、令和4年5月18日午後0時30分頃、被害児童の給食のビビンバの中に青い鉛筆の芯を入れたこと

(2) 認定の理由

①被害児童が上記事実を校長に申告していること、②被害児童の供述は信用できること（被害児童に嘘をつく動機はなく、また、令和4年5月19日にも給食に黒い鉛筆の芯が入れられており同種事例が存在することから被害児童の供述は信用できる）、③配膳は給食時間に行われており、鉛筆の芯が偶然混入する可能性は低いことからすると、上記事実があったものと認定できる。

なお、加害者の特定について、給食の時間に他クラスの児童が被害児童のクラスに立ち入ることは考えにくいことから、被害児童と同じクラスの児童によるものと考えられるものの、本件への関与が疑われる児童は関与を否定している上、目撃者等もおらず、その他加害者を特定する根拠に乏しいことから、本調査では特定には至らなかった。

(3) 「いじめ」該当性

給食に鉛筆の芯を入れる行為により、被害児童は異物（食べ物でないもの）を食べさせられるところだったのであり、被害児童は精神的な苦痛を感じたものである。

したがって、前記(1)の行為により、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」といえ、法における「いじめ」に該当する。

6 給食のカツオフライに鉛筆の芯が混入したことについて

(1) 認定した事実

被害児童と同じクラスの児童が、令和4年5月19日午後0時30分頃、被害児童の給食のカツオフライの食器の中に黒い鉛筆の芯を入れたこと

(2) 認定の理由

①被害児童が上記事実について担任に申告していること、②担任が給食時に机の上に置かれた黒い鉛筆の芯を現認していること、③被害児童において嘘をつく動機は見受けられないこと、④配膳は給食時間に行われており、鉛筆の芯が偶然混入する可能性は低いことからすると上記事実があったものと認定できる。

なお、加害者の特定について、給食の時間に他クラスの児童が被害児童のクラスに立入ることは考えにくいことからすれば、被害児童と同じクラスの児童によるものと考えられるものの、本件への関与が疑われる児童は関与を否定している上、目撃者等もおらず、その他加害者を特定する根拠に乏しいことから、本調査では特定には至らなかった。

(3) 「いじめ」該当性

給食に鉛筆の芯を入れる行為により、被害児童は異物（食べ物でないもの）を食べさせられるところだったのであり、被害児童は精神的な苦痛を感じている。

したがって、前記(1)記載の行為により、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」といえ、法における「いじめ」

に該当する。

7 椅子の上に画鋲があったことについて

(1) 認定した事実

令和4年5月18日午後1時50分頃、被害児童の椅子の上から、針が上を向いた状態の画鋲が発見されたこと

(2) 認定した理由

①被害児童が上記事実について自ら校長に申告していること、②被害児童の椅子に画鋲が置かれていた事実を複数の児童が知っていたこと、③その他被害児童の供述の信用性を疑う事情が見受けられないことから、上記事実が認定できる。

何者かが、故意に、被害児童の椅子の上に画鋲を置いた可能性も検討した。しかし、何者かが椅子の上に画鋲を置く様子を目撃した者はおらず、また、被害児童と担任の机の位置関係等の事情からして偶発的に画鋲が椅子の上に移動した可能性も排斥できないことから、故意による行為とまでは認定できなかった。

(3) 「いじめ」該当性

上記のとおり、本調査では故意行為とまでは認定できなかったものの、仮に、他の児童が故意に被害児童の椅子の上に画鋲を置いたと仮定すると、同行為は、法のいう「いじめ」に該当する。

すなわち、椅子の上に画鋲を置くという行為は、被害児童が気づかず椅子に座れば怪我や痛みにつながる身体に危害を加える行為であり、同行為によって画鋲が置かれた事自体で、被害児童が、恐怖や不安を感じ精神的な苦痛となる行為だからである。

したがって、上記仮定のもとでは、法における「いじめ」に該当する事を付言しておく。

8 上靴の中に脅迫紙片があったことについて

(1) 認定した事実

当該校に在籍する児童が、令和4年5月18日の下校後から同月19日午前8時20分頃の間、被害児童の靴箱に保管されていた上靴の中に「きょうこそころす」と記載したノートの切れ端（三角

形、5cm×4cm程度)を入れたこと

(2) 認定の理由

①被害児童から上記事実について申告がなされていること、②現に、「きょうこそころす」と記載されたノートの切れ端が発見されていること、③令和4年5月19日午前8時20分頃、T支援員がノートの切れ端をもって泣いている被害児童を目撃していること等の事実を照らせば、上記事実が認定できる。

加害者については、学外の人物が当該校に立ち入る可能性は低く、教員によって上記行為が行われたとは考えにくい上、「きょうこそころす」という文字の筆跡からして児童が記載したものと推定されることからすれば、上記行為は当該校に在籍する児童によるものと考えられる。もっとも、目撃者等がおらず、その他加害者を特定する根拠に乏しいことから、本調査では特定には至らなかった。

なお、上記認定事実については警察が介入して捜査が行われた。しかし、加害者特定には至らなかったとのことである。

(3) 「いじめ」該当性

「ころす」という表現は、被害児童に直接的に危害を加える表現であるにとどまらず、危害を加える表現の中でも最もショックを与えるとんでも過言ではない表現である。現に、この表現をみて被害児童は涙を流しており、その後、すぐには教室に戻ることができないほどの恐怖を感じている。

これらの事情からしても、上記行為により、被害児童が心身の苦痛を感じたものといえる。

したがって、前記(1)記載の行為により、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」といえ、法における「いじめ」に該当する。

9 本事案のいじめの評価について

前述のとおり、本件では、被害児童に対する行為のうち、少なくとも6件が「いじめ」と認められ、そのうち、給食への異物混入の2件及び「ころす」との文言が記載された脅迫紙片の1件は、直接的に被害児

童の生命、心身を脅かす行為である。加えて、これら6件のいじめ行為は、令和4年5月17日から同月19日という短期間に次から次に連続して発生しており、各いじめの加害者が同一か否かは認定できなかったが、連続で集中的にいじめを受け続けた被害児童にとっては、大きな精神的圧迫となった事案であり、児童の心身に重大な被害が生じた「重大事態」（28条1項1号）に該当する。

第4 本件いじめ行為に対する当該校の対応及びその評価

1 本件いじめ行為を受けての当該校の対応

前記第3の3ないし8において認定した各行為（以下「本件いじめ行為」という。）が発覚して以降の当該校の対応は以下のとおりである。

なお、本件いじめ行為に関する調査については、早期に警察の捜査が介入したことから、積極的に調査等を行うことが出来ていない可能性が指摘できる。

(1) 被害児童及び関係児童からの聴取

本件いじめ行為発覚後、当該校は、概ね、以下のとおり被害児童及び関係児童から事情を聴取した。

ア 算数の教科書が男子トイレから発見された後の聴取

担任は、被害児童に対し、心当たりがないか尋ねた。被害児童の回答は「分からない」というものであった。

また、担任は、隣の席で事情を知っている可能性のあるA児にも事情を尋ねた。A児の回答は「知らない」というものであった。

担任は、学級全体に対し、被害児童の教科書が男子トイレにあったことの心当たりがないか尋ねた。学級の反応は、「どうして？」という反応であり、特段、報告はなかった。

イ 国語の教科書が男子トイレから発見された後の聴取

担任は、被害児童に対し、心当たりがないか尋ねた。被害児童の回答は「分からない」というものであった。

ウ 脅迫紙片発見後の聴取

担任は、被害児童に対し、心当たりがないか尋ねた。被害児童

の回答は「分からない」というものであった。

その後、学年主任が、被害児童に対し、紙片に記載された文字に見覚えがないか尋ねた。被害児童は、「隣の席のA児の文字に似ている」と答えた。

担任が、被害児童に対し、「きょうこそそろす」という言葉を使われるようなトラブルがなかったかと尋ねたところ、被害児童は、「今まで何度かトラブルはあった」と答えた。また、担任は、「保護者が17日、18日のできごとを知っているか」と尋ねたところ、被害児童は「話していない」と答えた。

なお、校長は、教諭らが複数集まり協議をしているのを見かけ、何か事件が発生したと察知し、職員室後方の席に座っていた被害児童から、何があったのか事情を聴き取り、一連の出来事を知った。それまで校長に報告はされていなかった。

その後、校長は、A児を校長室に呼んで、A児に対して事情を聴いている。

エ カツオフライの食器から黒い鉛筆の芯が発見された後の聴取

令和4年5月19日の放課後、担任は、被害児童と仲が良いB児及びC児に対し、何か知っていることはないかと事情を尋ねた。

B児及びC児は、画鋏の件と給食時の異物混入の件（同人らが知らないはずの事実）を知っていた。B児及びC児によれば、A児から教えてもらったとのことであった。

(2) クラスの見守り

D教頭は、令和4年5月18日、F支援員に対し、被害児童が所属するクラス、特に被害児童及びA児を含むグループの行動を中心に観察するよう指示し、以後、担任、他の教員およびF支援員による少なくとも2人体制で教室内を観察することとなった。

もともと、F支援員は、令和4年5月19日の給食時、カツオフライの食器から黒い鉛筆の芯が入っていた際、被害児童が所属するクラスの教室を離れていた。

(3) ノートチェックの実施

脅迫紙片が見つかった後、D教頭、学年主任及び担任は、被害児童が所属するクラスの教室で、同組の児童の社会科ノート、算数のノート、理科のノートに脅迫紙片と整合する破り口がないかを調査した。なお、上記科目はいずれも脅迫紙片と同じく、5mm方眼のノートを使用している科目である。

ノートチェックでは、脅迫紙片と破り口が整合するノートは発見されなかったが、ページ全体を破ったノートは複数確認された。なお、当日は、A児の社会科のノートは見当たらず、算数・理科の2冊のノートのみしか確認できなかった。

担任によれば、当日、ノートを忘れたという児童もいたが、脅迫紙片が発見されてから1週間以内にA児を含む全員のノートを確認したとのことであった。

(4) アンケート等の実施

本件いじめ行為発覚後、当該校は、以下のとおり、アンケート等を実施した。

① 令和4年5月20日実施

事案に対する初期アンケート

なお、記載する事項がない児童には、被害児童に対する手紙を書いてと指示している。

② 令和4年5月23日実施

学校生活アンケート（記名式）

③ 令和4年5月30日実施

児童の実態把握に関するアンケート（記名式）

④ 令和4年6月23日実施

いじめや学校生活についてのアンケート（無記名）

⑤ 令和4年7月19日実施

4年4組アンケート（記名式であったが、①と同様に対応）

なお、①のアンケート結果は、校長、教頭、学年主任及び担任にて確認したものの、気になる回答を記載した児童への聴き取り

は担任のみで実施したとのことである。

(5) 臨時懇談会の実施（被害児童の保護者の要望に応じて）

当該校は、令和4年5月23日、被害児童の両親の要望に基づき、4年4組臨時懇談会をオンラインで開催した。

同懇談会では、参加した保護者に対し、心配をかけている点についての謝罪、事案の経緯、警察の捜査状況及び今後の対応についての説明がなされた。

なお、同懇談会には、不参加者が8名いたが、懇談会終了後、担任が8名全員に対し、電話で内容を報告している。

D教頭は、臨時懇談会終了後、被害児童の母親に連絡し、臨時懇談会における説明内容が妥当であったか確認を行っている。

2 令和4年度のいじめ防止基本方針の内容

当該校は、令和4年4月、「令和4年度■■■■小学校いじめ防止基本方針」を策定している。

以下、本件いじめ行為に対する対応と関連する部分を示す。

(1) いじめ防止等に対する基本姿勢のポイント

○ 一旦、いじめ事案が発生すると、いじめを受けた児童の教育を受ける権利は著しく侵害され、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。そして、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

○ すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

○ 家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう、学校を中心としたコミュニティー作りに努める。

(2) いじめに対する措置（抜粋）

○ いじめを受けた児童やいじめ知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。

- 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、関係機関との連携をとる。
- 「いじめ対応マニュアル」及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用を図る。
- 加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童が抱える問題の解決を図る。

(3) 重大事態への対処

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に関係機関に相談・通報し、連携した対応を取る。

3 当該校による対応の問題点

本調査の結果、本委員会は、当該校による対応に以下の問題点があると判断した。

(1) 初期対応が遅れたこと

本事案では、令和4年5月18日午前、前日からなくなっていた被害児童（女子）の教科書が男子トイレから発見された時点で、「いじめ」の発生ととらえ、学級でしかるべき指導や対応がとられなかった。同日中に担任がクラス内の児童らに説明して、児童らに心当たりがないか教えて欲しいという対応がされているが、教科書を隠す行為自体がいじめであり、いけない事であるというメッセージが明確には児童らに伝えられていない。

本事案では、その後、同じ被害児童に向けて短期間に複数のいじめ行為が行われている。各行為の加害者が同一か否かの確定はできないが、同じ被害児童へ向けての短期間発生という点から、単に偶然的に同時期に発生したのではなく、前のいじめの加害者又はそのいじめを知る者が、重ねていじめ行為をした可能性があるかと推測できる。

教科書を隠した行為について、それはいじめであると断定し、児童らにはいけない事と伝えて、毅然と学校側が振る舞うことに

より、続く翌19日のいじめ行為の発生を抑止でき、被害児童への心身へのダメージをより防ぐことができたものと思われる（被害児童へのケアについては後述(6)を参照。）。

また、本事案では、加害児童の特定に至っていないが、初期対応を速やかに行っていたら、特定に至った可能性も否定できない。初期対応の遅れ等から加害児童の特定に至らなかったことは、取りも直さず、加害児童に対する教育・指導の機会が失われたことを意味する。教育の場である学校においては、例え、加害児童が誰であったとしても、いじめがいけない事であること等を伝え、加害児童が再度同様の行為を繰り返さないように教育・指導することが求められる。加害児童に対する指導ができなかったことは、教育の場としての重要な目的を達成できなかったものであり、この点は問題点として重く受け止めるべきである。

したがって、いじめの早期発見・早期対応の重要性を、再度学校全体で確認すべきである。

(2) 被害児童の保護者への報告が遅すぎたこと

本事案において、当該校から、被害児童の保護者に対し、本件いじめ行為について初めて報告されたのは、脅迫紙片が発見された令和4年5月19日の夕方、すなわち、算数の教科書が男子トイレから発見された日の翌日の夕方になってからである。

前述のとおり、算数の教科書を男子トイレに隠す行為は法の定める「いじめ」にあたる。女子児童の教科書が男子トイレから見つかること自体、異常事態であり、被害児童は当該事実を知ること、精神的なショックを受けたものと考えられる。それゆえ、一刻も早く当該事態を保護者に報告するとともに、安心して過ごすことができる空間を提供できるよう保護者と連携する必要性が高かった。

この点、子どもにとって、家庭は、安心できる居場所とされており（いじめ対応マニュアル（福岡市教育委員会・平成19年3月作成、以下「福岡市いじめ対応マニュアル」という。）10項（1）（いじめられている児童生徒の保護者への対応）参照。）、「いじめ」の被

害にあった児童に対するケアを行う上で、非常に重要な役割を果たすものである。子どもにとって安心できる居場所を整えることが肝要であり、教員らもそのことを十分に認識していじめ事案の対応に臨むことが重要である。

したがって、当該校としては、算数の教科書が男子トイレから見つかった時点ですぐに被害児童の保護者に報告すべきだったのであり、この時点から1日以上経過してからの報告は遅すぎたものと評価せざるを得ない。

加えて、5月19日朝に脅迫紙片が発見されたにもかかわらず、夕方まで保護者への連絡を怠っており、被害児童へのケアの視点が欠けていた。

当該校から、保護者に対し、「家庭で変わった様子はないですか」や「家庭でも見守って下さい」といった一言を伝えるだけで、被害児童・保護者ともに安心につながるものと思われる。

(3) 脅迫紙片が見つかってすぐに席替えをしなかったこと

本件いじめ行為発覚後、被害児童のクラスにおいて席替えは直ちに行われていない。担任によれば、突然の席替えにより児童らが動揺することを防ぐ目的から、定例の席替え時期まで席替えを実施しなかったとのことである。

本事案では、加害者の特定にこそ至っていないものの、加害者に関する被害者供述（「きょうこそころす」という文字の筆跡がA児の筆跡に似ているとの供述）があり、当時、本事案にA児が関与している可能性が否定できない状況であった。

また、被害児童の保護者からも、席替えを実施するよう要望が出されていた。

このような状況からすると、被害児童に一定の安心感を与えるためには、もっと早期の席替えを実施することが望ましかったといえる。定期の席替え時期まで待ったことは、被害児童に寄り添った対応とはいえないのではないかと、問題点として指摘しておきたい。

(4) 学校による初動調査が不十分であったこと

本事案では、教科書がトイレから発見された時点で、早期対応による調査が可能だったともいえ、その点が指摘できる。

また、脅迫紙片が発見された直後は、被害児童や関係児童からの聴取のみならず、同クラス児童全員のノートの確認を実施し、相応の調査はされ、翌日には被害児童欠席の中、前日のいじめに関してクラスでアンケート調査も行われている。

しかし、ノート確認で当日調査できなかった児童がいた事の振り返りや、翌日のアンケート調査の結果を集团的に情報共有して検討する作業がされておらず、その後の調査に活用されていない。上記のアンケートでは、被害児童も関係した児童間のトラブルがあった旨や、被害児童とA児との間でのトラブルが推察される記載がいくつかあったが、担任を含めた数名が個別に読んだにとどまり、アンケート記載の事情についての児童らへの確認作業もされていない。本委員会が関係教諭らから聴取した結果でも、被害児童のクラスは安定していて、被害児童を巡る児童らとの関係性も良かったという証言がほとんどで、上記のアンケートに記載されたトラブルを感じた者はいなかった。日常的に児童らと接している教諭らからは、児童間の関係性が固定的にとらえられてしまい、仮に児童間にトラブルがあっても、児童間のじゃれ合いなしその延長程度に考えて見過ごされた可能性がある。

調査結果については、日常的に児童らに接している者のみならず、複数名による視点から検討することが行われていれば、トラブルの早期発見や初動時のさらなる調査ができたのではないかと思われる。

(5) 証拠の取扱いが不適切であったこと

本件では、被害児童の給食に入っていたという「青い鉛筆の芯」（令和4年5月18日）は保存されておらず、また、脅迫文言が書かれた紙片は、教員によって言葉が書き添えられてしまい、また他の指紋が付かないようにビニール袋等に保管することもされておらず、証拠の扱いとして不適切な点があった。特に、脅迫文言が書かれた紙片は重要な証拠品である。学校が調査した児童らのノート確

認による切れ端の照合に必要であり、また警察の介入等による指紋調査などが行われる可能性も考え、適切な保管が必要であったが、それができていなかった。改めて、学校が定めたマニュアルに沿って客観的な事実確認が可能になるように努めるべきである。

(6) 被害児童に対する対応やケアが不十分であること

本件では、前述(1)のように、初動対応が遅れたため、被害児童に対するケア対応も遅れている。少なくとも5月18日午前中、男子トイレから教科書が発見された時点から、被害児童の心情に配慮した対応が求められた事案である。

しかし、本件では、同日は、教科書隠しの事実はクラスに知らせたものの、事情を知るものはいないかと聞くにとどまり、この行為がいじめであり、してはいけない事という明確なメッセージが児童らに伝えられていない。また被害児童の保護者にも連絡せずに児童のフォロー依頼ができていなかった。これらの点は、問題点として指摘できる。

また、19日の脅迫紙片の発見後、被害児童を職員室で休憩させた後に本人に聞いた上でクラスへ戻らせているが、その間に保健室教諭との連携はとられておらず、被害児童の保護者に連絡もしていない状況であった。

当該校では、当日、他にも複数の対応事案が発生しており、また本事案の事実確認に手を取られる状況でもあったことから、人手が不足していたことは否めないが、被害児童に心当たりがあるかと聴取した後に同クラスへ戻らせることの是非も含め、被害児童の心理に寄り添って対応できる専任的立場の者を当日定めて確保しておくべきではなかったかと思われる。現に、教室へ戻った後に、給食に芯が入れられることが発生しており、被害児童のショックは増幅されたまま、ケアされない結果となったと思われる。

なお、被害児童は一日休み、その週明けからは毎日通学できており、学校が見守り体制を強化して対応したことは、被害児童への心理的ケアの一つにつながったと評価できる。

第5 本調査を終えての提言（再発防止策を含む）

以上のとおり、本委員会は、本件いじめ行為が法の定める「いじめ」に該当すると判断した。

同行為発覚後、当該校は相応の対応を行っているとは評価できる部分もあるが、他方、前記第4記載の問題点があることを指摘した。

このような「いじめ」の再発を防止し、また、万一「いじめ」が発生した場合にも適切な対応がなされるために、本委員会は、以下のとおり提言する。

1 いじめの早期発見・早期対応の再確認

(1) 提言の内容

学校または教職員は、今一度、いじめの早期発見・早期対応の重要性を確認されたい。

(2) 提言の理由

前記第4の3(1)で指摘したとおり、本事案では、当該校の初期対応に遅れが認められるところ、いじめが初期の段階で適切な対応ができていれば、被害児童の心理的な苦痛は最小限に抑えられ、また、更なるいじめ行為の発生を防止することができるものと思われる。

本事案においても、算数の教科書が男子トイレから見つかった時点で、いじめ行為であることや良くない事であることを周知できていれば、それ以降のいじめ行為を止められたものといえる。

的確な初期対応は、被害児童に対する適切なケアや更なる被害の防止につながるものであるから、いじめ事案において、早期発見・早期対応がいかに重要であるかは、容易に理解できるものと思われる。

なお、早期対応の関係では、本事案の特殊性として、いじめ行為発覚直後から、警察が介入した点が挙げられる。警察が介入したことにより、当該校がどこまで調査を担うのかが曖昧になったことは否めないものの、警察が介入したとしても、連絡を取るなどして連携することは可能であったものといえよう。

以上のとおり、いじめの早期発見・早期対応はいじめ事案を解決

するために極めて重要なものであるから、今一度、その重要性を認識して、以後、早期発見・早期対応が行われることを期待し、上記提言を行う。

2 学校における体制の整備（組織的対応の徹底を含む）

(1) マニュアルの策定

ア 提言の内容

いじめが疑われる事実が現実に発生した場合の教職員の具体的な行動を記載したマニュアルを策定されたい。

イ 提言の理由

当該校においては、「令和4年度 ■■■小学校いじめ防止基本方針」が策定されていたものの、いじめが疑われる事実が現実に発生した場合の学校や教職員の具体的な行動を記載したマニュアルは策定されていなかった。

具体的な行動を記載したマニュアルが策定されていれば、対応方針が明確となり、学校や教職員がいじめ事案の対応に迷うことが少なくなるものと思われる。当然ながら、個々の事案によって事情は異なるため、マニュアル通りの対応をすればよいというわけではないが、他方で、各教員らにとっては行動指針があることで、判断に迷う事態を減らすことができ、適切かつ迅速な対応につながるものと考えられる。

本事案においても、具体的な行動を記載したマニュアルが策定されていなかったことが一要因となり、的確な対応ができていなかった可能性が指摘できる。例えば、本事案では、被害児童やA児からの聴取りを担任一人で行っているところ、一人での対応には自ずと限界があり、聞き間違いや聞き漏れも生じかねない。複数名で対応するよう定めておけば、相互チェック等により間違いや負担を減らすことができると思われる。このような複数名による対応や組織的対応の重要性は、福岡市いじめ対応マニュアルにおいても指摘されている（5項（いじめ問題に対する指導体制）等）。

そこで、今後の対応を適切かつ迅速、そして的確に行うために、

想定される場面ごとに、可能な限り具体的な行動を記載したマニュアルを作成し、少なくとも、以下のような事項を事前に明確にしておくことが望ましい。

- ・被害児童及びその保護者への対応方法
- ・加害児童及びその保護者への対応方法
- ・いじめ事案の調査方法
- ・いじめ防止対策委員会の開催について
- ・外部機関への報告・外部機関との調整

以上をふまえ、教職員が、迅速かつ適切に対応できることを目指すべく、上記提言を行う。

(2) 報告、連絡及び相談の体制作り

ア 提言の内容

いじめが疑われる事案が発生した場合の報告、連絡及び相談の体制を整え、教職員間で共有・実施し、組織的対応をされたい。

イ 提言の理由

本調査によれば、当該校では、いじめが疑われる事案が発生した際の報告、連絡及び相談（以下「報告等」という。）は、

【担任→学年主任→教務主任→教頭→校長】

という流れで報告が行われる体制となっていた。対応に迷うことがあったり、対応が滞ったりする場合には、速やかに管理職に報告することになっているとのことであった。

一見、報告等の体制が整えられているように思われるが、本調査によれば、①当該校では学年ごとの対応を基本方針としていたため、必ずしも管理職まで情報が共有できておらず、また、②管理職へ報告がなされたとしても、人員や時間の制約から、適切かつ迅速に対応ができていなかったとのことであり、上記体制における課題も浮かび上がってきている。

それゆえ、上記体制のままでは、上記①②のような課題（なお、課題は上記①②に限られない。）を残したままとなり、現場と管理職との間で十分な情報共有を行うことはできず、今後、万一、い

いじめが発覚した際に迅速かつ適切な対応ができないことが懸念される。

当該校の特色である“学年ごとの対応”を基本方針とするとしても、どのような場面で管理職と情報を共有するのか、やむを得ない事情（出張や病気等）により管理職にて対応が困難な場合にどのように対応するのか等について見直し、より充実した体制とすることが望ましい。また、当該校が定めるいじめ防止基本方針では、福岡市いじめ対応マニュアルを活用することが明示されている。同マニュアル5項(2)(校内指導体制【いじめ対応の手順】)では、校長を中心とした指導体制の下で、全職員が組織的に指導にあたることが求められており、かかる組織体制を構築することが求められる。

そこで、今後、いじめ事案に迅速かつ適切に対応するため、教職員間において、情報を的確に共有し、報告等を漏れなく行うことが出来る組織体制の整備を期待し、上記提言を行う。

3 保護者への報告のマニュアル策定

(1) 提言の内容

いじめが疑われる事案が発生した際における保護者に対する報告に関するマニュアルを策定されたい。

(2) 提言の理由

前記第4の3(2)記載のとおり、本事案では、被害児童の算数の教科書が男子トイレから見つかった時点で保護者への報告は行われていない。いじめに該当する事実が確認されたにもかかわらず、速やかに保護者への報告がなされていない点は、被害児童に対するケアが遅れる原因でもあり、看過できない問題である。

いじめ問題の解決には、家庭が重要な役割を担っており、学校と保護者とが十分に連携することが、被害児童のケアという観点からも重要とされている。学校と保護者が連携し、双方から被害児童に目を向けることにより、被害児童もより安心して学校生活を送ることができる。

それゆえ、いじめが疑われる事実が確認された場合には、可及的速やかに保護者へ報告し、当該事実の内容を共有するとともに、今後の対応や役割分担について学校と保護者で協議することが望ましい。

そこで、保護者に対する報告が遅れることのないよう、保護者への報告に関するマニュアルを策定し、教職員にて共有することで速やかな報告を実施できるようにしておく必要がある。

そして、マニュアルにおいては、少なくとも、

- ① いじめが疑われる事実が確認されたら速やかに保護者に報告をすること
- ② 報告の際に保護者に伝えるべき内容
- ③ 報告するか否か判断を迷う場合の相談先

を明記されたい。

以上のとおり、保護者への報告は、被害にあった児童に対するケアの観点からも重要な意味を持つことから、今後は適時かつ適切な報告がなされるよう、上記提言を行うものである。

4 証拠の扱い

(1) 提言の内容

いじめ行為に関連する証拠品がある場合には、速やかに、かつ、細心の注意をもって保管するよう徹底されたい。

また、証拠品の取扱いについて、統一した扱いとすべく、教職員らに対する研修を徹底されたい。

(2) 提言の理由

前記第4の3(5)のとおり、本事案では、「きょうこそころす」と記載されたノートの切れ端の保管・管理が不適切であった指摘できる。

証拠の取扱いが不適切であったがゆえに、いじめ事案の事実調査が不十分となれば、被害者に対するケアや加害者に対する指導を十分に行うことができない事態につながりかねない。

このような帰結を避けるためにも、今一度証拠品の重要性を認識し、取扱いにおいても、証拠としての価値を失わないよう細心の注意を払うことが望ましい。また、いじめ事案の対応に取り組む教職

員ら全員が共通の知見や認識を持つことも重要である。

以上をふまえ、いじめ事案における証拠の重要性をあらためて認識し、今後、適切な証拠の保管がなされるよう、上記提言を行う次第である

5 いじめ事案における調査方法についての研修の充実化

(1) 提言の内容

今一度、いじめ事案における調査方法や調査に対する意識についての研修を実施し、教職員におけるスキル向上に努められたい。

(2) 提言の理由

前記第4の3(4)のとおり、当該校は、上靴の中から「きょうこそころす」と記載されたノートの切れ端が発見された後、被害児童と同クラスの児童のノートチェックを行い、また、アンケート調査を実施している。これらは相応の調査を行ったものと評価できる。

ところが、上記調査結果に対する振り返りや検証までは十分にできていなかったように思われる。

例えば、アンケート調査の結果について、一教員だけでなく、複数名の視点で精査・検討できていれば、もう一步進んで調査すべきとの意見も出得るところであり、トラブルの早期発見や初動時の更なる調査につながったものと思われる。

アンケート調査の例からも分かるとおり、アンケート調査等の各調査は、実施して終わりではなく、当該調査の結果に対し、複数の視点をもって、振り返りや検証を行うことまでを徹底しなければ調査の目的を達成することができないものである。これらを徹底することで、いじめ事案の全容解明ないし早期解決につながるものといえる。

また、このような調査方法や調査に対する意識は、教職員らにおいて共有し、各教職員らが同様の意識をもって取り組むことができるようにしておかなければ、実効的なものにはならない。

したがって、教職員らにおけるいじめ事案の調査方法等のスキルを向上させ、もって、いじめ事案の早期解決や関係児童に対する的

確なケアを可能とすべく、上記提言行うものである。

6 被害児童へのケア

(1) 提言の内容

いじめ事案が発生した場合には、被害児童の心情に寄り添った対応を心掛けられたい。

(2) 提言の理由

本事案では、本件いじめ行為発覚後、被害児童の見守り体制を強化するなどして一定のケアは行われている。

しかしながら、前記第4の3(6)で指摘したとおり、当該校の対応は、被害児童の教科書が男子トイレから発見された時点で保護者に対し被害児童の心情へのフォロー依頼ができていなかったり、脅迫紙片が見つかった後も被害児童へ確認するのみでクラスへ戻したりするなど、被害児童の心情に寄り添った対応ができていたかという観点からは、疑問が残る。

いじめ事案が発生した場合、被害児童は少なからず精神的なショックを受けているものであるから、その心情に寄り添い、被害児童の心理面に配慮した対応が求められることは言うまでもない。福岡市いじめ対応マニュアル7項(いじめられている児童生徒への指導)においても、基本的な姿勢として、「いじめられている児童生徒の立場に立って対応する」とされており、被害児童の目線に立った対応が重要であることが指摘されている。

そこで、今一度、本事案においても被害児童の心情に寄り添った対応ができていたか、より被害児童の心情に寄り添った対応はなかったか、という点について顧みるとともに、本事案の反省を今後の対応に活かすことが、今後の対応をより適切なものへするものといえる。

以上を踏まえ、以後、いじめ事案が発生した場合に、被害児童の心情に寄り添った対応を行い、被害児童の心理面に対するケアが十分になされることを期待し、上記提言を行うものである。

第6 おわりに

本調査の結果及び本委員会の提言は以上のとおりである。

本事案においては、本件いじめ行為発覚後、当該校が見守り等の対応を行ったこともあり、幸いにも、被害児童は通学を継続することができている。本件いじめ行為の内容からすれば、同行為が被害児童に与えた精神的な影響は決して軽いものではなく、より重大な事態にもつながりかねないものであったと思われる。

当該校においては、より重大な事態につながる可能性があったことを十分に認識し、上記提言を真摯な受け止め、再発防止等に向けた取組みに期待する。

他方、本調査において、加害児童を特定するには至らなかった点については、加害児童に対する指導の機会が奪われたものであり、教育的観点から非常に残念と言わざるを得ない。

本委員会としては、本調査報告書の内容が教育現場で共有され、今後、当該校に限らず、すべての教育現場において、本事案と同様の事態にならないよう、体制等が整えられることに期待するものである。

以 上